

農業振興地域整備計画変更理由書

【法第11条第1項関連】

1 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由（法第13条第1項）

該当するものを全てに○を記入

☐ 基本方針の変更☐ 農業振興地域の区域の変更☐ 基礎調査の結果☐ 〇 経済情勢の変動その他情勢の推移

2 農用地利用計画の変更

案件番号	変更区分	用途区分 (前→後)	土地の所在・地番	面積 (㎡)	変更理由	根拠法令等 (除外の場合のみ)	備考
1	用途変更	農地(畑) → 農業用施設用地	都城市野々美谷町3042番12ほか8筆	159.00	牛舎建設のため。		
2	用途変更	農業用施設用地 → 農地(畑)	都城市乙房町1560番4ほか1筆	479.00	農地として耕作するため。		
3	用途変更	農地(田) → 農業用施設用地	都城市菓子野町10588番1ほか2筆	2,485.00	農機具等置場のため。		
4	用途変更	農地(畑) → 農業用施設用地	都城市高崎町東霧島1582番1ほか8筆	4,019.27	堆肥舎建設のため。		
5	除外	農地(田) → 除外	都城市大岩町5511番	733㎡のうち 387.00	駐車場・資材置場のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
6	除外	農地(畑) → 除外	都城市平塚町4853番1	906㎡のうち 471.00	車庫・通路のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
7	除外	農地(田) → 除外	都城市金田町2733番1	922㎡のうち 246.70	公民館駐車場・ごみ集積場等設置のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
8	除外	農地(田) → 除外	都城市太郎坊町2043番1ほか1筆	1,946.00	コンビニエンスストア建設のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
9	除外	農地(畑) → 農業用施設用地	都城市高木町4870番12ほか8筆	4,587.00	駐車場のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
10	除外	農地(田) → 除外	都城市乙房町1522番1ほか4筆	5,598.00	配送拠点施設移転のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
11	除外	農地(畑) → 除外	都城市梅北町807番ほか3筆	5,441.00	駐車場のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
12	除外	農地(田) → 除外	都城市梅北町11149番6	41.00	浄化槽、農機具倉庫のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
13	除外	農地(田) → 除外	都城市山之口町富吉4916番1	744㎡のうち 361.00	農家住宅建設のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
14	除外	農地(畑) → 除外	都城市高城町有水1664番28ほか4筆	12,095.00	資材置場、重機置場のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
15	除外	農業用施設用地 → 除外	都城市山田町山田10376番3	1,267.00	住宅、農機具倉庫のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
16	除外	農地(田) → 除外	都城市山田町中霧島2815番6	990.00	駐車場、原木置場のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
17	用途変更	農地(畑) → 農業用施設用地	都城市高崎町東霧島1215番1ほか3筆	6,670.00	家畜伝染病発生時における埋却予定地確保のため。		

2 農用地利用計画の変更

案件番号	変更区分	用途区分 (前→後)	土地の所在・地番	面積 (㎡)	変更理由	根拠法令等 (除外の場合のみ)	備考
------	------	---------------	----------	-----------	------	--------------------	----

- *「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。
- *「用途区分」欄には、編入の場合には「編入→〇〇」、用途変更の場合は「〇〇→〇〇」、除外の場合は「〇〇→〇〇」、除外の場合には「〇〇→〇〇」を記入する。
- *「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適当とした理由を記入する。
- *「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第13条第2項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第10条第4項(及び施行令第8条第1項の該当する号、施行規則第4条の5第1条の該当する号)」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第10条第3項非該当」を記入する。

3 農用地利用計画以外の変更

変更箇所	変更内容	変更理由	備考
該当なし			